

活動内容報告書

令和元年7月12日

稚内市議会議員 千葉 一幸

活動等の名称	第1回議会報告会
期 間	令和元年7月7日
実施場所	稚内市東地区活動拠点センター
実施経費	<u>27120</u> 円 <input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input checked="" type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 人件費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> その他
活動等の概要	報告会 ・6月定例会補正予算 ・市政に対する広聴 ・請願事項に関する考え方 など
備 考	

第1回議会報告会を終えて

令和元年7月7日

市議会議員として2期目の公約として掲げた市民との情報共有について、具現化するため議会報告会を各定例会後に開催することとした。会派仲間と共に行い、定例会での一般質問、市政についての議案特別委員会、各常任委員会等での質疑等を中心に報告した。稚内市自治基本条例では、市議会の役割を「市民の意思が、市政の運営に適切に反映されるよう活動する」「市議会の保有する情報を市民と共有し、政策決定の過程と内容を適切にわかりやすく市民に説明すること」とし、市議会議員の責務を、「市民の信託に応えるため、自らの役割を認識し、公正で誠実にその職務を遂行する」としている。第1回目を終え、今後は市民から関心の高い市政諸課題に対し広聴の場としてもと考えられた報告会となった。第2回目開催に向け、更なる市民との情報共有に向けて報告会のあり方を模索していく。

稚内市議会議員

千葉 一幸

領 収 書

稚内市議会議員

千葉 一幸

様

令和元年8月30日

金額		+	万	千	百	十	円
	¥		1	6	2	0	0

但し 7/6付

第一回議会報告会

印

紙

上記金額正に領収致しました

株式会社 宗谷新聞

稚内市開運2丁目1番8号
電話 23-5010

係員



領 收 書

F 004961

千葉一幸殿

¥ 9,720-

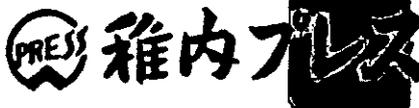
但し 広告料

上記金額正に領収しました

令和元年 8月20日



稚内市
中央4丁目13-3



TEL22-1133番
FAX22-1139番

指定管理者発行の領収金額は相内玲子議員と折半しています

(様式第2号)

使用料現金領収書 東地区活動拠点センター使用料として 右のとおり領収いたしました。 令和元年7月7日 稚内市収納事務受託者 東地区活動拠点センター管理運営協議会 会長 石岡 義美 取扱者印 	原簿番号	第 122 号
	納入者	相内 玲子 様
	金額	¥ 2400 円
	令和元年7月7日分 ただし、平成 稚内市東地区活動拠点センター 使用料として。 生涯学習交流室 承認番号 第 134 号	

②納入者控

稚内市東地区活動拠点センター指定管理者発行 No. 000213

稚内市議会議員

千葉一幸・相内玲子
第1回議会報告会

◆日時 7月7日 日 13:30~15:00

◆場所 東地区活動拠点センター
生涯学習交流室

〈主な内容〉

- ・市立稚内病院の環境整備と今後の方向性について（一般質問）
- ・北星学園大学への補助金・貸付金について
- ・産業廃棄物処分場の閉鎖について
- ・社会教育センター解体について など

市民の信託に応えるため、自らの役割を認識し
公正で誠実に職務を遂行します。

令和元年7月5日付 稚内プレス広寄

稚内市議会議員

千葉一幸・相内玲子

第1回議会報告会

◆日時

7月7日13:30～15:00

◆場所

東地区活動拠点センター
生涯学習交流室

◆主な内容

- ・市立稚内病院の環境整備と今後の方向性について（一般質問）
 - ・稚内北星学園大学への補助金・貸付金について
 - ・産業廃棄物処分場の閉鎖について
 - ・社会教育センター解体について
- など

市民の信託に応えるため、自らの役割を認識し公正で誠実に職務を遂行します。

※稚内市自治基本条例（市議会議員の責務）

元.7.6 日刊宗谷広告

活動内容報告書

令和元年10月17日

稚内市議会議員 千葉 一幸

活動等の名称	第2回議会報告・広聴会
期 間	令和元年10月5日
実施場所	稚内市東地区活動拠点センター
実施経費	<u>27,600</u> 円 <input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input checked="" type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 人件費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> その他
活動等の概要	報告 ・9月定例会 一般質問内容・当局答弁 ・9月定例会報告（補正・決算） 広聴 ・新市庁舎建設について ・稚内北星学園大学について ・議員報酬の特例について など
備 考	

第2回議会報告・広聴会を終えて

令和元年10月5日

市議会議員として2期目の公約として掲げた市民との情報共有について、具現化するため議会報告会を各定例会後に開催することとし、今回が2回目である。前回同様、会派仲間と共に、定例会での一般質問、市政について議案特別委員会、各常任委員会等での質疑等を中心に報告。今回から、市民の関心が高い問題と思われる事柄に関し、広聴することを取り入れた。稚内市自治基本条例では、市議会の役割を「市民の意思が、市政の運営に適切に反映されるよう活動する」「市議会の保有する情報を市民と共有し、政策決定の過程と内容を適切にわかりやすく市民に説明すること」とし、市議会議員の責務を、「市民の信託に応えるため、自らの役割を認識し、公正で誠実にその職務を遂行する」としている。第1回目で市民の意思を確認する場が必要と感じ、広聴の場を設けてみたが関心は高いものがあった。今後も広聴の場としても報告とともにやっていく。

稚内市議会議員
千葉 一幸

領 収 書

米佳内市議会議員
千葉一幸

様

令和元年11月28日

金額	十	万	千	百	十	円
	¥	1	6	5	0	0

但し 10/4付
広聴会

印
紙

上記金額正に領収致しました

株式会社 宗 谷 新 聞 社

米佳内市開運2丁目1番8号
電話 23-5010

係員

請 求 書

稚内市中央4丁目13-3

千葉一幸 様
 令和元年10月31日

株式会社



稚内九区

TEL 22-1133 FAX 22-1139

合計 9,900-						
月日	品名	数量	単価	金額		
10/3	第2回議会報告本聴会	1			9,900	
	消費税込					

取引銀行 (普通口座)

稚内信金本店 345386
 道銀稚内支店 0468901

北洋銀行稚内支店 0171920
 北洋銀行稚内支店 0351876

…ご利用下さい。

領 収 書

F 004333

千葉一幸 殿

¥ 9,900-

但し 10/3 広告料

上記金額正に領収しました

令和元年12月10日



稚内市
 中央4丁目13-3



稚内九区

TEL 22-1133番

FAX 22-1139番

写

使用料現金領収書

東地区活動拠点センター使用料として
右のとおり領収いたしました。

令和
~~平成~~ 元年 10月 5日

稚内市収納事務受託者

東地区活動拠点センター管理運営協議会

会長 石岡 義美

取扱者印



原簿番号 第 231 号

納入者

千葉 一幸 様

金額

2400 円

令和
ただし、~~平成~~ 元年 10月 5日分

稚内市東地区活動拠点センター

使用料として。

生涯学習交流室

承認番号 第 243 号

①指定管理者控

稚内市東地区活動拠点センター指定管理者発行 No. 000317

この写しは、原本と相違ありません。

令和2年3月31日

東地区活動拠点センター
管理運営協議会
会長 石岡 義美

指定管理者発行の領収金額は相内玲子議員と折半しています

稚内市議会議員

千葉一幸・相内玲子

第2回議会報告・広聴会

◆日時 10月5日 13:30~15:00

◆場所 東地区活動拠点センター
生涯学習交流室

〈報告内容〉

- ・9月定例会（補正・決算）
- ・旧稚内カントリークラブの利活用について
- ・福祉施設及び介護事業所の人手不足について 等

〈広聴内容〉

- ・新市庁舎建設について
- ・稚内北星学園大学について
- ・議員報酬の特例について

市民の信託に成るため、自らの役割を認識し公正で誠実に職務を遂行します。

令和元年10月3日 稚内市議会議員 千葉一幸・相内玲子

稚内市議会議員

千葉一幸・相内玲子

第2回議会報告・広聴会

◆日時 **10月5日(土)**
13:30～15:00

◆場所 東地区活動拠点センター
生涯学習交流室

◆報告内容

- ・9月定例会(補正・決算)
- ・旧稚内カントリークラブの利活用について
- ・福祉施設及び介護事業所の人手不足について
など

◆広聴内容

- ・新市庁舎建設について
- ・稚内北星学園大学について
- ・議員報酬の特例について

市民の信託に応えるため、自らの役割を
認識し公正で誠実に職務を遂行します。

※稚内市自治基本条例(市議会議員の責務)

令和元年10月4日 日刊宗谷広告

活動内容報告書

令和元年12月20日

稚内市議会議員 千葉 一幸

活動等の名称	第3回議会報告・広聴会
期 間	令和元年12月14日
実施場所	稚内市東地区活動拠点センター
実施経費	<u>28080</u> 円 <input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input checked="" type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 人件費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> その他
活動等の概要	報告 ・12月定例会 一般質問内容・当局答弁 ・12月定例会報告（補正） 広聴 ・市議会議員に求めること ・議員定数について など
備 考	

第3回議会報告・広聴会を終えて

令和元年12月14日

市議会議員として2期目の公約として掲げた市民との情報共有について、具現化するため議会報告会を各定例会後に開催することとし、今回が3回目である。前回同様、会派仲間と共に行い、定例会での一般質問、市政について議案特別委員会、各常任委員会等での質疑等を中心に報告。前回から、市民の関心が高い問題と思われる事柄に関し、広聴することを取り入れている。稚内市自治基本条例では、市議会の役割を「市民の意思が、市政の運営に適切に反映されるよう活動する」「市議会の保有する情報を市民と共有し、政策決定の過程と内容を適切にわかりやすく市民に説明すること」とし、市議会議員の責務を、「市民の信託に応えるため、自らの役割を認識し、公正で誠実にその職務を遂行する」としている。広聴会では、市議会議員に求めること、議員定数についてアンケートを実施した。市議会議員に求めること設問項目は全国意識調査を参照し、回答が多かったものは地域の発展を考えることが最多であった。議員定数に関しては、次回統一選では回答には現状のままの方は一人もいなく最も多い回答は16名であった。最少は14名であり、市民からは議員の顔が見えるような議員活動を期待したいとの声もあった。アンケート結果や広聴会でいただいた思いをこれからの議員活動に活かしていく。

稚内市議会議員

千葉 一幸

令和元年 12月 14日

第3回議会報告・広聴会アンケート

市議会議員に求めることに当てはまる項目へ○をお願いします。項目以外に求めたい具体的項目がありましたら下記へ記述をお願い致します。議員定数について(定数18名)次回統一地方選挙時は何名が望ましいか人数、理由を記載お願い致します。

◆市議会議員に求めること(全国意識調査～調査結果の概要抜粋～)

1. 稚内市の将来を考える
2. 地域の発展を考える
3. 支援団体・支援者の利益を考える
4. 対立する意見や利害を調整する
5. 地域の面倒をこまめにみる
6. 特に期待する者はない
7. わからない

※具体的に求めたいこと

◆議員定数について

2019年統一地方選挙定数18名 2023年度 名

※理由

領 収 書

稚内市議会議員
千葉一幸 様

令和 2 年 2 月 7 日

金額	十	万	千	百	十	円
	¥	1	6	5	0	0

但し 12/13 付 広告料

印

上記金額正に領収致しました

係員

紙

株式会社 宗 谷 新 聞 社

稚内市開運2丁目1番8号
電話 23-5010

領 収 書

F 003054

千葉一幸 殿

¥ 9,900-

但し 12/12 広告料

上記金額正に領収しました

令和 2 年 2 月 6 日

扱者印

稚内市
中央4丁目13-3

宗谷新聞

TEL 22-1133 番
FAX 22-1139 番

(様式第2号)

<p style="text-align: center;">使用料現金領収書</p> <p>東地区活動拠点センター使用料として 右のとおり領収いたしました。</p> <p>令和 平成 元年 12 月 14 日</p> <p>稚内市収納事務受託者 東地区活動拠点センター管理運営協議会 会長 石岡 義美</p> <p style="text-align: right;">取扱者印</p>	原簿番号	第 334 号
	納入者	稚内市議会議員 千葉 一幸、相内 玲子 様
	金額	93360 円
	令和 ただし、 平成 元年 12 月 14 日分 稚内市東地区活動拠点センター 使用料として。 生涯学習交流室	
	承認番号	第 344 号

②納入者控

稚内市東地区活動拠点センター指定管理者発行 No. 000410

稚内市議会議員

千葉一幸・相内玲子

第3回議会報告・広聴会

◆日時 **12月14日(土)**
13:30～15:00

◆場所 東地区活動拠点センター
生涯学習交流室

◆報告内容

- ・12月定例会
- ・公共交通のあり方について
(天北宗谷岬線の市立稚内病院前降車他)
- ・外国人実習生の受け入れ環境整備について
- ・市立稚内病院の駐車場について など

◆広聴内容

- ・市議会議員に求めること
- ・議員定数について

市民の信託に応えるため、自らの役割を
認識し公正で誠実に職務を遂行します。

※稚内市自治基本条例(市議会議員の責務)

日刊宗谷'広告分(令和元年12月13日)

稚内市議会議員
千葉一幸・相内玲子
第3回議会報告・広聴会

◆日時 **12月14日** 13:30~15:00
◆場所 東地区活動拠点センター
生涯学習交流室

〈報告内容〉
・12月定例会
・公共交通のあり方について
（富岡・萩見からの温泉堂夢行きバス他）
・外国人実習生の受け入れ環境整備について
・市立稚内病院の駐車場について など

〈広聴内容〉
・市議会議員に求めること
・議員定数について

市民の信頼に応えるため、自らの役割を認識し公正で誠実に職務を遂行します。

稚内アリス広告(令和元年12月12日)

活動内容報告書

令和元年10月23日

稚内市議会議員 千葉 一 幸

活動等の名称	ロシア船籍漁船を含めた外国船籍入港に関しての水産庁へ要望
期 間	令和元年10月15日 ~ 令和元年10月16日
実施場所	東京都
実施経費	<p style="text-align: center;"><u>71020</u> 円</p> <p><input type="checkbox"/>調査研究費 <input type="checkbox"/>研修費 <input type="checkbox"/>広報費 <input type="checkbox"/>広聴費 <input checked="" type="checkbox"/>要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/>会議費 <input type="checkbox"/>資料作成費 <input type="checkbox"/>資料購入費 <input type="checkbox"/>人件費 <input type="checkbox"/>事務所費 <input type="checkbox"/>その他</p>
活動等の概要	<p>要望同席者</p> <p>・稚内外国船舶誘致協議会 会 長 菅原 耕 氏 (瀬戸漁業株式会社 代表取締役社長) 事務局長 古川 隆 氏 (稚内海運株式会社 代表取締役社長)</p> <p>・稚内市 副市長 川野 忠司氏</p>
備 考	

千葉一幸議員 水産庁への要望

旅行期間／令和元年10月15日～10月16日

旅行行程表

月 日	行 程	滞 在 地
10/15	稚内市 → 稚内空港 → 羽田空港 → 東京都	東京都
10/16	東京都 → 羽田空港 → 新千歳空港 → 稚内空港 → 稚内市	

旅費計算表

項 目	内 訳	金 額
航空機	10/15 【パック】稚内空港 → 羽田空港 10/16 【パック】羽田空港 → 新千歳空港 → 稚内空港	59,800
バス	10/15、10/16 稚内 ⇄ 稚内空港 1,200円(600円 片道)	1,200
鉄道	10/15、10/16 東京駅 ⇄ 浜松町駅 320円 (160円 片道)	320
モノレール	10/15、10/16 浜松町駅 ⇄ 羽田空港 1,000円 (500円 片道)	1,000
日 当	@3,000×2日	6,000
宿泊費	【パック】夕食なし @2,700円	2,700
合 計		71,020

ロシア船籍漁船を含めた外国船籍入港に関しての水産庁への要望

令和元年 10月 16日

ロシア船籍漁船にてロシアからのカニ輸入は稚内港の賑わい、経済に大きく寄与していた。ロシア国内にて、カニ輸入に対する密漁密輸が問題となり、ロシア側から日本へ輸入規制の依頼があった。日本は、外国人漁業の規制に関する法律の解釈による規制を行い、ロシア船籍漁船の本邦への入港を事実上規制。漁船から貨物船での輸入に変わったが、密漁密輸に対する根本は変わらず、法解釈による規制は効果はなく、その後日本ロシア双方により活カニ（タラバガニ、ズワイガニ、毛ガニ等）の日本への輸入に際し合法性証明書の添付義務付け等「二国間協定締結（2014年12月10日発効）」がなされ、手続きを厳格化している。協定発効後の稚内港でのロシア船籍漁船でのカニ輸入は激減している。日本としても協定正式名称の「北大西洋における生物資源の保存、合理的利用及び管理並びに不正な取引の防止のための日本国政府とロシア連邦政府との間の協定」との文言につながった協定である。協定締結前に外国人漁業の規制に関する法律解釈にてロシア船籍漁船を含む外国船籍入港に関して規制を強化していたが、現況ではそのような解釈は必要ないと考える「稚内外国船舶誘致協議会」と思いを等しくこの度の要望に同席した。主な要望内容は、事前認定の改善並びに緩和、ロシア船籍漁船の取り扱いの緩和の大きく2点である。この度の要望には、本市から川野副市長も同席している。水産庁側からは、要望に対し改めて回答いただくこととなっている。

稚内市市議会議員

千葉 一幸

令和元年 八月

要 望 者

稚 内 外 国 船 舶 誘 致 協 議 会

瀬 戸 漁 業 株 式 会 社 代 表 取 締 役 社 長

会 長 菅 原 耕

要望書の要旨「外規法適用を2002年以前までの適用」

拝啓 残暑の候 益々御清祥の御事と御慶び申し上げます。

ロシアペレストロイカ以降、ロシア漁船によりロシアのカニが輸入されました。その後、密漁密輸防止の要請があり2002年より外規法を拡大規制し、漁船によるカニの輸入を規制しました。しかし、運送が貨物船に変わり、漁船規制の外規法は適用不可となりました。

その後、ロシアとカニの輸入規制の二国間協定が結ばれ、カニの輸入は完全規制となりました。しかし、外規法の拡大規制は残っており、外国漁船の入港障害となっており、地方経済に影響を与えています。

外規法拡大によるカニの規制の役目は終わっており、外規法の規制を2002年3月以前までの適用に戻す様、要望申し上げます。

要望内容（資料）

1) 事前認定の改善並びに緩和

2002年以降、外国船の入港には事前認定が必要となりました。しかし、外国船で入港し漁船であると認定されれば退去させれば事前認定は不要となります。又カニの輸入は完全規制され二国間協定後、外規法の拡大適用は不要となっており、事前認定は緩和する様、要望申し上げます。

※事前認定

2002年以降、外規法拡大により外国船を入港させるには水産庁による事前に漁船か貨物船かの事前認定が必要となりました。認定の為に事前に入港し、漁労設備の有無を調べ、漁船で無い事を確認した船でなければ入港出来ない規制。

2) ロシア船籍漁船の取扱い（別紙1）の緩和（2002年3月以前の外規法適用へ）

2002年3月以降、ロシアの輸入カニは外規法拡大によりロシア船籍漁船の取扱いが新たな規制となりました。しかし、外規法は漁業規制で制限があり、カニの輸入はロシアとの二国間協定で規制となりました。

この協定により、ロシアの輸入カニは完全に規制され、外規法による規制は役目が終わったと思います（まとめ別紙2）。又現状ではロシア漁船の規制は残っており、地方経済に悪い影響を与えることとなり、2002年3月以前の外規法適用に戻すのが良いと思います。又二国間協定後、第三国を通じロシアのカニは輸入されており、又二国間協定では、この協定は規制の緩い国に流れると第一次安倍内閣時代に、専門者会議（別紙3）で指摘しています。

又年々海水温は高くなっており、将来的に北のロシアの魚が必要になると考えられます。しかし、ロシア漁船の規制により直輸入は難しくカニと同様に第三国へ輸入され、それが日本に再輸入される可能性が生まれることとなります。

以上の様に、ロシア船籍漁船の取扱いを2002年3月以前まで戻し、緩和する様、要望申し上げます。

水産庁次長

保科 正樹

〒100-8907 東京都千代田区霞が関一丁目2番1号
TEL 03-3502-8111 内線 6511
直通 03-3501-3009 FAX 03-3502-8220
E-mail: [REDACTED]

水産庁 漁政部 加工流通課
水産物貿易対策室

課長補佐 (貿易第2班) ^だ太 ^{さい}齋 さ ゆ り

〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1
TEL 03-3502-8111 (内線6610)
直通 03-3501-1961 FAX 03-3591-6867
E-mail: [REDACTED]

Rakuten
Travel

ANA楽パック ANA eチケット控

お客様名	ちば かずゆき様
------	----------



- 手荷物を預けない方
そのまま保安検査場へお進み下さい。保安検査場及び搭乗口で左記2次元バーコードをリーダーにタッチしてください。
- 手荷物を預ける方
手荷物カウンターで左記2次元バーコードをリーダーへタッチし、手荷物をお預け後、保安検査場及び搭乗口で再度左記2次元バーコードをリーダーへタッチしてください。

旅行日程	2019-10-15(火)～2019-10-16(水) 2日間		
確認番号	■■■■■■■■■■	予約番号	■■■■■■■■■■

往路	ANA 572便
	2019-10-15(火) 稚内空港発 13:15発 ⇒ 東京(羽田)空港着 15:10着
復路	ANA 067便
	2019-10-16(水) 東京(羽田)空港発 14:00発 ⇒ 札幌(新千歳)空港着 15:35着
	ANA 4843便
	2019-10-16(水) 札幌(新千歳)空港発 16:00発 ⇒ 稚内空港着 16:55着

搭乗日	2019-10-15(火)	2019-10-16(水)	2019-10-16(水)	
便名	ANA 572便	ANA 067便	ANA 4843便	
座席番号	18G SKIP	37H SKIP	10C SKIP	

※ご搭乗予定の航空便全てに上記2次元バーコードをご利用いただきます。ご搭乗最終便搭乗まで必ずお持ちください。
 ※ご出発時刻の15分前(羽田空港は20分前)までに保安検査場を通過してください。
 ※ご搭乗日が2019/10/27以降の場合は、全ての空港でご出発時刻の20分前までに保安検査場を通過してください。
 ※弊社がご予約を賜っていない幼児(0歳～3歳未満)をお連れのお客様はご搭乗当日かならずANA有人カウンターへおこしください。
 ※こちらの案内書を発行後、事前座席指定を解除された場合はSKIPサービスをご利用いただけません。
 ※「ANAEチケット控」はお客様お一人一枚必要となります。搭乗されるお客様毎に必ずご印刷ください。
 ※羽田⇔沖縄深夜便(NH999/NH1000)ご利用時のご注意

発行店舗: 楽天ANAトラベルオンライン(050-5213-4761)

Rakuten
Travel 領収書

千葉 一幸 様

発行日:2019-10-08

お名前 : ちば かずゆき
ご利用金額 : 59,800円
但 : 旅行代金として
支払い方法 : クレジットカードにてお支払い
決済日 : 2019-10-05
旅行内容
代表者 : ちば かずゆき
予約番号 : 
利用航空会社 : 全日空(または提携航空会社)
旅行開始日 / 旅行終了日 : 2019-10-15 / 2019-10-16
申込人数 : 1人(大人:1人)
ホテル名 / チェックイン日 : 品川プリンスホテル イーストタワー / 2019-10-15(1泊)
部屋タイプ / 部屋数 : イーストタワーシングルルーム(禁煙) / 1部屋
利用明細
大人 : 59,800円 × 1名

楽天株式会社
〒158-0094 東京都世田谷区
楽天クリムゾンハウス
<http://travel.rakuten.co.jp/>



ご利用ありがとうございました。

活動内容報告書

令和2年3月16日

稚内市議会議員 千葉 一幸

活動等の名称	ロシア船籍漁船を含めた外国船籍入港に関しての水産庁への要望
期 間	令和2年3月3日 ~ 令和2年3月4日
実施場所	東京都
実施経費	<u>68,260</u> 円 <input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input checked="" type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 人件費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> その他
活動等の概要	陳情同席者 ・稚内外国船舶誘致協議会 事務局長 古川 隆 氏（稚内海運株式会社 代表取締役社長） 他、事務局員1名
備 考	

千葉一幸議員 水産庁への要望

旅行期間／令和2年3月3日～3月4日

旅行行程表

月 日	行 程	滞 在 地
3/3	稚内市 → 千歳市	千歳市
3/4	千歳市 → 新千歳空港 → 羽田空港 → 東京都 → 羽田空港 → 新千歳空港 → 稚内市	

旅費計算表

項 目	内 訳	金 額
自家用車	稚内 ⇄ 千歳(348km ※高速道路使用なし) 計 696km × 20円	13,920
航空機	3/4 新千歳空港 ⇄ 羽田空港 35,320円(17,660円 片道)	35,320
鉄道	3/4 東京駅 ⇄ 浜松町駅 320円 (160円 片道)	320
モノレール	3/4 浜松町駅 ⇄ 羽田空港 1,000円 (500円 片道)	1,000
日 当	3/3 @2,700 3/4 @3,000	5,700
宿泊費	@12,000 × 1日	12,000
合 計		68,260

ロシア船籍漁船を含めた外国船籍入港に関しての水産庁への要望

令和2年3月4日

令和元年10月16日に行った要望事項に対して、水産庁より見解が示された。当時の要望事項説明が不十分であったのか、要望事項に対する見解としては理解が難しい内容であったため、稚内外国船舶誘致協議会より再度「外国船籍の事前認定、ロシア船籍漁船についての再説明」と題し水産庁へ郵送した。主な要望内容は、前回同様、事前認定の改善並びに緩和、ロシア船籍漁船の取り扱いの緩和の大きく2点である。

日本は、外国人漁業の規制に関する法律の解釈による規制を行い、ロシア船籍漁船の本邦への入港を事実上規制。漁船から貨物船での輸入に変わったが、密漁密輸に対する根本は変わらず、法解釈による規制は効果なく、その後日本ロシア双方により活カニ（タラバガニ、ズワイガニ、毛ガニ等）の日本への輸入に際し合法性証明書の添付義務付け等「二国間協定締結（2014年12月10日発効）」がなされ、手続きを厳格化している。協定発効後の稚内港でのロシア船籍漁船でのカニ輸入は激減している。日本としても協定正式名称の「北大西洋における生物資源の保存、合理的利用及び管理並びに不正な取引の防止のための日本国政府とロシア連邦政府との間の協定」との文言につながった協定である。協定締結前に外国人漁業の規制に関する法律解釈にてロシア船籍漁船を含む外国船籍入港に関して規制を強化していたが、現況ではそのような解釈は必要ないと考える「稚内外国船舶誘致協議会」と思いを等しく再度の要望に同席した。

当日は、鈴木 宗男 参議院議員同席のもと、外務省よりロシア課長 官本 哲二 氏、水産庁より資源管理部国際課長 山里 直志 氏 他2名に対し再度の要望を行っている。水産庁側からは、要望に対し改めて回答いただくこととなっている。

稚内市市議会議員
千葉 一 幸

領収証

ADVENTURE skyticket

千葉 一幸 様

NO. 1034995

¥17,660-

但し、飛行機運賃として

入金日: 2020/03/02

発行日: 2020/03/03

支払い方法: Credit Card

左記、正に領収いたしました

〒150-6024

東京都渋谷区恵比寿 4-20-3

恵比寿ガーデンプレイスタワー 2階

発行元: 株式会社アドベンチャー

お問い合わせ先: スカイチケットカスタマーサービス

TEL: 03-6450-2512

URL: <https://skyticket.jp>

領収証

ADVENTURE skyticket

千葉 一幸 様

NO, 1035008

¥17,660-

但し、東京→新千歳 飛行機代金として

入金日: 2020/03/02

発行日: 2020/03/03

支払い方法: Credit Card

左記、正に領収いたしました

〒150-6024

東京都渋谷区恵比寿 4-20-3

恵比寿ガーデンプレイスタワー 24F

発行元: 株式会社アドベンチャー

お問い合わせ先: スカイチケットカスタマーサービス

TEL: 03-6450-2512

URL: <https://skyticket.jp>

搭乗券 Boarding Pass

アンケートご協力をお願い
(ご搭乗便の着陸後にお願致します。)



723

CHIBA KAZUYUKI 44/MR



CHIBA KAZUYUKI
0034 723 200304
ADT7/CCEGUAA

行先 DEST. 新千歳 NEW CHITOSE	出発時刻 DEP. TIME 16:55	便名 FLIGHT SKY723
搭乗口 GATE 37	座席 SEAT 7C	通路席 AISLE
		日付 DATE 03/04

搭乗口には出発時刻の**15分前**までにお越しください。
Please be at the boarding gate at least 15 minutes before departure.

受付番号: [REDACTED] 搭乗区間: HND - CTS

搭乗券 Boarding Pass

アンケートご協力をお願い
(ご搭乗便の着陸後にお願致します。)



706

CHIBA KAZUYUKI 44/MR



CHIBA KAZUYUKI
0058 706 200304
ADT24/CCEEV9

行先 DEST. 羽田 HANEDA	出発時刻 DEP. TIME 08:10	便名 FLIGHT SKY706
搭乗口 GATE 18	座席 SEAT 24C	通路席 AISLE
		日付 DATE 03/04

搭乗口には出発時刻の**15分前**までにお越しください。
Please be at the boarding gate at least 15 minutes before departure.

受付番号: [REDACTED] 搭乗区間: CTS - HND



水産庁 資源管理部
国際課長

H7 入省
沖野 山

里 直 志

農林水産省
〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1
電話 03-3502-8111 内線 6761
直通 03-6744-2470 FAX 03-3504-2649
E-mail: [REDACTED]

水産庁資源管理部管理調整課
漁業調整官

高 橋 智 行

〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1
電話 03-3502-8476 (ダイヤルイン)
FAX 03-3595-7332
E-mail: [REDACTED]

水産庁資源管理部国際課
ロシア班 ロシア係長

農林水産技官

小 田 裕 太

〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1
電話 03-3502-8111 内線 6744
直通 03-3502-8453 FAX 03-3504-2649
E-mail: [REDACTED]



外務省 欧州局
ロシア課長

宮 本 哲 二

〒100-8919
FAX 直電 東京
A X 通話 千代田
03(三三三三) 千代田区霞が関二丁目二番一
三三三三 五五五五 九九九九 内線二六一八
E-mail: [REDACTED]

「事前認定の緩和並びにロシア船籍漁船の取扱いに関して要望と理由」
に係る見解について

1. 事前認定の緩和

要望事項	当省の見解
<p>外国船の入港前の事前入港による認定を不要としてもらいたい。 (入港後に漁船と判明したなら退去させればよい。また、カニの二国間協定の規制により、認定を不要としても問題がない。)</p>	<p>外国漁船が国内の港へ寄港しようとする場合、法第4条第1項に基づく農林水産大臣の許可が必要。 同項第2号の積出証明書が添付された漁獲物等の陸揚げのみを目的として寄港する場合は、当該許可を要さず(これらの規定は法が制定された1967年から変わっていない)。また、外国籍船舶であっても、漁船でない場合は当該規定は適用されない。そのため、<u>外国籍船舶が漁船であるかどうかの形状確認を行っているところ。</u> 外国籍船舶の寄港前の形状確認は、寄港時に現場で漁ろう設備の確認を行うと漁獲物の品質が低下するおそれがあるとする輸入業者からの要望により、事務の簡素化を図っているもの。 事前の確認を経ないのであれば、法第6条の2第1項の立入検査による寄港時の確認が必要である。 なお、法第4条第1項の許可を受けていない漁船だと判明したときは、法第5条で退去命令、法第9条第1号で3年以下の懲役若しくは400万円以下の罰金又はその両方の刑事罰、法第9条の2で犯人(外国漁船の船長)が所有し、又は所持する漁獲物、船舶又は漁具の没収を規定。</p>

2. ロシア船籍漁船の取扱いについて

要望事項	当省の見解
<p>1 外国漁船の本邦への寄港について、外規法による農林水産大臣の許可を不要としてもらいたい。(2002年4月から外規法が拡大規制されたが、カニの二国間協定により拡大規制は不要となった。)</p>	<p>外国漁船が国内の港へ寄港しようとする場合、法第4条第1項に基づく農林水産大臣の許可が必要。 同項第2号の積出証明書が添付された漁獲物等の陸揚げのみを目的として寄港する場合は、当該許可を要しない(これらの規定は法が制定された1967年から変わっていない)。</p>

<p>2. 出港証明（ポークリアランス）を積出証明書としてもらいたい。 （2002年3月以前は出港証明を積出証明書とみなしていた。）</p>	<p>証明書の積出証明書の政府機関が発行した書類（積出証明書）を所持していなければならない。 2002年3月まではポークリアランスを積出証明書として認めていたが、ロシア政府から、ロシア政府はポークリアランスを発行しておらず、ロシア政府機関により発行される当該書類は「貨物税関申告書（GTD）」のみであるとの回答を得たため、2002年4月からはGTDのみを積出証明書としているもの。</p>
<p>3. ロシア船についてはロシア政府が発給したGTDではなく、2002年3月以前の出港証明を積出証明書としてもらいたい。</p>	<p>2に同じ。</p>
<p>4. ロシア漁船の修繕で本邦に寄港する場合、農林水産大臣の許可が必要であるが、2002年3月以前のように不要としてもらいたい。</p>	<p>外国漁船が本邦の港に寄港する場合は、法第4条第1項第2号の積出証明書が添付された漁獲物等の陸揚げのみを目的として寄港する場合を除き、法第4条第1項の規定に基づき農林水産大臣の許可が必要である。この規定は1967年の法制定当時から変わっていない。</p>

※法・・・外国人漁業の規制に関する法律（昭和42年法律第60号）

積出証明書・・・法第4条第1項第2号の政令で定める書類

カニ協定・・・北西太平洋における生物資源の保存、合理的利用及び管理並びに不正な取引の防止のための日本国政府とロシア連邦政府との間の協定

規制(事務局)	理由(事務局)
<p>外国漁船の事前認定 (不要へ)</p>	<p><u>外国漁船の国内寄港</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロシアのカニの密漁密輸で外規法を厳格運用し、2002年4月より外国漁船の入港を大臣許可とした ・ロシアとの二国間協定でカニの密漁密輸は完全規制となった ・カニは二国間協定で解決した 入港を大臣許可不要の2002年3月以前へ <p><u>積出証明</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・2002年3月までポートクリアランス(PC)を積出証明として認めていたが、ロシア政府よりPCは発行しておらず政府発行の貨物税関申告書(GTD)とした「PCは海洋条約、船から港長へ通知義務書類、政府発行書類では無く存在する」その後、地方、中央政府のGTDで輸入となったが、カニは政府で競売しており、中央の許可にする必要が出た 日露のカニ協定によりカニの輸入の場合、ロシア水産庁発行の輸出証明での輸入許可となり、カニの密漁密輸問題は解決した 外規法の厳格運用は不要となった 規制は2002年3月以前に。 <p><u>法は1967年より変わらない</u></p> <p>PCは発行しておらず、政府発行のGTDとなった それに伴い事前認定、ロシア漁船の入港規制が出る</p> <p><u>事前認定</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロシアのカニの密漁密輸問題で入港書類がPCからGTDへ変更され、ロシア漁船の入港を規制 しかし地方のGTDを持ち外規法適用外の運搬船で輸入が行われた為、運搬船が漁船かどうかの判断となり事前認定が行われた カニの密漁密輸は二国間協定で完全規制された その協定でカニの輸入の場合、ロシア水産庁発行の輸出証明での輸入許可となり、事前認定は不要と思います。

ロシア漁船の取り扱い	2/2
1. 外国漁船の国内寄港 原則大臣許可必要 (不要へ)	・事前認定で説明
2. 外国からの漁獲物の 積出証明書 (ポートクリアランスへ)	・事前認定で説明
3. ただしロシア船ロシア 政府機関発行の真正な GTDに限る (これはカニの場合で協定締結 それ以外はポートクリアランス)	2と同じ
4. ロシア漁船の修繕を目的 とした寄港 大臣許可 (不要)	・ロシアのカニの密漁密輸防止により2002年4月よりロシア漁船の修繕を大臣許可とした ロシアとの協定でカニの密漁密輸は完全規制となった ロシア船の修繕を2002年3月以前に戻して、大臣許可不要にしても問題は無いと思う

水産庁の説明

規制(水産庁)	理由(水産庁)
外国漁船の事前認定	<ul style="list-style-type: none"> ・外国漁船の国内寄港 法により大臣許可必要 ・積出証明書が有る漁獲物の陸揚げの寄港 大臣許可不要 ・法は1967年から変わっていない ・外国船で漁船でない場合適用外 その為の事前認定
ロシア漁船の取り扱い	
1. 外国漁船の国内寄港 原則大臣許可必要	<ul style="list-style-type: none"> ・外国漁船の国内寄港 法により大臣許可必要 ・積出証明書が有る漁獲物の陸揚げの寄港 大臣許可不要 ・法は1967年から変わっていない
2. 外国からの漁獲物の本邦 への陸揚げ 積出証明書 有り場合 大臣許可不要	<ul style="list-style-type: none"> ・外国漁船が国内に寄港し漁獲物陸揚げの場合積出証明書(積出国の政府機関発行)PCが必要 ・2002年3月までPC(ポートクリアランス)を積出証明書と認めていた ロシア政府からPCは発行しておらず、書類は貨物税関申告書(GTD)との回答 2002年4月からGTDのみを積出証明とした
3. ただしロシア船ロシア 政府機関発行の真正な GTDに限る	2と同じ
4. ロシア漁船の修繕を目的 とした寄港 大臣許可必要	<ul style="list-style-type: none"> ・外国漁船で積出証明書が有り漁獲物の陸揚げ寄港を除き大臣許可が必要 ・法は1967年から変わっていない